

事業者の皆様へ

商店・事務所・診療所・農業・工場・スーパー・飲食業等

事業系一般廃棄物(ごみ)の 適正処理と 減量をしましょう!

事業者の皆様は「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」に基づき、
事業系一般廃棄物の適正処理、減量化に努めましょう。



事業者の皆様へのお願い

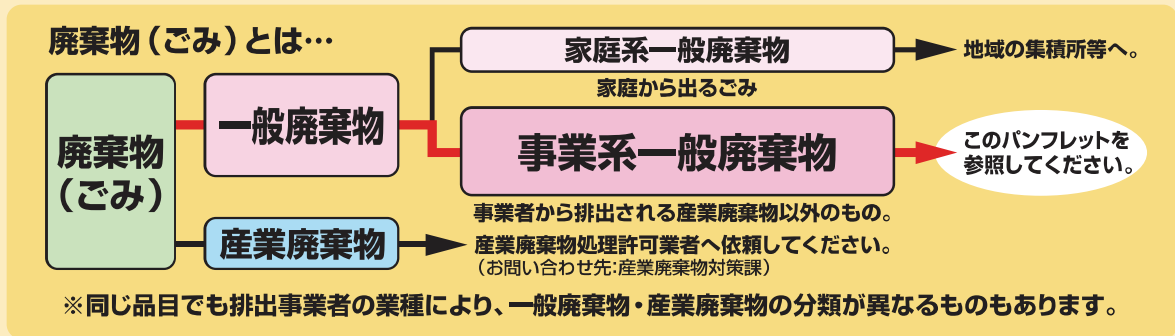
リサイクル可能な古紙類に関して、以下の2点を積極的に推進してください
(詳しくは P.8 参照)。

- ①古紙類の種類ごとに分別してください。
- ②古紙の収集については、古紙回収業者に収集を依頼してください。

浜松市

1. 事業系一般廃棄物とは？

廃棄物（ごみ）は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、一般廃棄物には家庭から排出される家庭系一般廃棄物と、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物があります。



2. 事業系一般廃棄物の処理

○廃棄物の処理は事業者とその責任があります。

事業活動に伴って排出される廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」において、排出者としての事業者自身が事業者責任に基づき適正に処理することが基本とされています。

ごみの不法投棄は犯罪です!!ごみを不法投棄してはいけません!!

ごみをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はこの併科に処されることがあります。

事業系一般廃棄物は、地域の家庭ごみ集積所に出してはいけません。

事業系一般廃棄物は、浜松市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託するなどして、適正に処理してください。



3. 事業系一般廃棄物の把握と排出時のルール

○廃棄物の管理担当者を決めましょう。

事業所内の廃棄物量の把握や分別の徹底、廃棄物保管場所の管理をするために、廃棄物の管理担当者を決めて、社員の意識改革に努めましょう。

○事業系一般廃棄物の種類、量を把握しましょう。

どのような廃棄物がどのくらい排出されているか、廃棄物の種類や量を把握しましょう。

○廃棄物の分別をしましょう。

4、5ページの「事業系一般廃棄物の分別について」を参考に、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に分別し、さらに燃えるごみや再生利用できる古紙などに分別しましょう。

○廃棄物の保管場所の確保、排出時のルール

事業者はその敷地内に廃棄物の保管場所を確保し、廃棄物が排出されるまでは次のことに注意しましょう。

- ・ 廃棄物の保管・排出の際には、廃棄物の飛散や流出、悪臭などが発生しないようにしましょう。
- ・ 廃棄物の収集時には、収集車両の騒音などにより周辺の住民などに迷惑をかけないようにしましょう。
- ・ 廃棄物の保管場所は、火気のない安全な場所にしましょう。
- ・ 廃棄物を排出する時には、中身が確認できる45ℓ以内の透明・半透明の袋を使用するなどして排出してください。（レジ袋を含むプラスチック製容器包装は除く。）

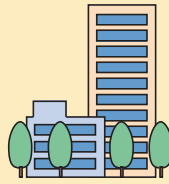
4. 事業系一般廃棄物の処理の流れ

事業系一般廃棄物は集積所に出してはいけません!

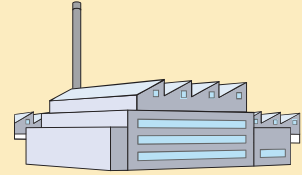
事業活動による廃棄物の発生



商店



オフィス



工場

事業所などから排出される廃棄物の分別と処理

事業系一般廃棄物



もっぱら再生利用廃棄物
(空びん類、鉄くず、古紙、古布に限る)



事業系一般廃棄物

産業廃棄物

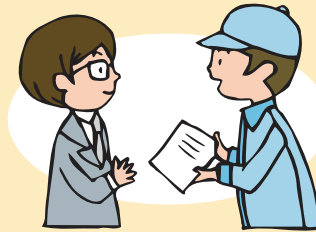


産業廃棄物処理許可業者へ依頼してください。

収集・運搬



資源回収業者
(空びん、空き缶、古紙、古布に限る)

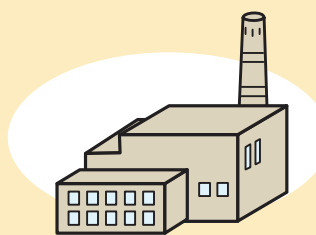


一般廃棄物収集運搬許可業者

処理



リサイクル
(空びん、空き缶、古紙、古布に限る)



市のごみ処理施設、焼却
破砕、埋立


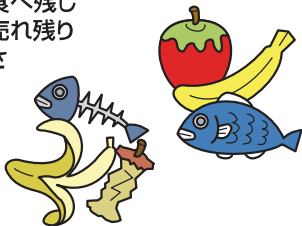






自己処理

5. 事業系一般廃棄物の分別について

- 事業系一般廃棄物とは、法律で定めた20種類の産業廃棄物以外の廃棄物で、商店・事務所・診療所・農業・工場・スーパー・飲食業・イベント等の事業活動に伴って排出される廃棄物をいいます。
- 事業系一般廃棄物は排出者の責任において、生ごみ処理機等により自己処理するか、市のごみ処理施設で処理するなど、適正処理をしてください。
- 排出者がごみの分別を徹底することで、ごみの減量やリサイクル、さらにはコスト削減につながります。次の品目を参考に、分別の徹底をお願いします。

(この分別がすべての事業所に当てはまるものではありません。)

品目	例	処分方法
古紙	<p>段ボール 新聞・チラシ 雑誌 紙バック オフィス紙 (コピー紙等) その他の紙 (包装紙、紙箱等)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルできる古紙は、資源回収業者に処理を委託してください。 ・機密文書も機密性を保持したままリサイクルできる業者があります。 ・リサイクルできない紙(カーボン紙、窓付き封筒等)は「燃えるごみ」の項目を参考にしてください。 ※建築工事等に係る紙くずや、製紙、出版、印刷物加工業等から生じた紙くずは、産業廃棄物の紙くずに なります。
生ごみ	<p>食品の食べ残し 食品の売れ残り 調理残さ 魚アラ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ生ごみ処理機等で自らごみの減量、リサイクルをしてください。 ・魚アラについては魚アラ専門の一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。 ・生ごみをリサイクルできない場合には、水切りをして、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。市のごみ処理工場で焼却します。 ※食品関連事業者は食品リサイクル法に基づきごみの減量、リサイクルをしてください。 ※食品製造業等から生じた生ごみは、産業廃棄物の動植物性残さに該当します。
草木類 木くず	<p>剪定枝葉 刈草 木製家具</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ草木類や木くずをリサイクルする一般廃棄物再生利用指定業者に処理を委託してください。 ・リサイクルに適さないものは、長さ60cm、太さ5cm以内に切り、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。市のごみ処理工場で焼却します。 ※建築工事等に係る木くずや、木材又は木製品製造業、物品賃貸業等から生じた木くず、木製パレットは、産業廃棄物の木くずに該当します。
古布	<p>ウエス 軍手 制服 作業服</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルできる古布は、資源回収業者に処理を委託してください。 ※建築工事等に係る繊維くずや、繊維工業等から生じた木綿くず等の天然繊維くずは、産業廃棄物の繊維くずに該当します。
燃えるごみ	<p>汚れのついた紙 リサイクルできない紙 (カーボン紙、窓付き封筒等) 布団</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。市のごみ処理工場で焼却します。 ・可能な限りリサイクルするよう分別を徹底しましょう。 ・布団・毛布等は長さ60cm以内に切り、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。市のごみ処理工場で焼却します。
びん ペットボトル	<p>飲食用びん 飲食用ペットボトル (PETボトルの識別表示マークがあるもの)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴って生じたびん・ペットボトルは産業廃棄物に該当しますが、飲食用びん、飲食用ペットボトルに限り、市のごみ処理施設でリサイクルとして処理することができます。 ・市のごみ処理施設に出す場合には、キャップをはずして中をすすぎ、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。 ・ペットボトルについては、ラベルもはずしてください。 ・びんは「無色透明、茶色、その他の色」ごとに分けてください。

産業廃棄物

その他

品目	例	注意点等
<p>廃油</p>	<p>食用油 機械油</p> 	<p>※事業活動に伴って生じた廃油は、産業廃棄物の廃油に該当します。</p>
<p>廃プラスチック類</p>	<p>発泡スチロール プラスチック容器 タイヤ バンパー 農業用ビニール</p> 	<p>※事業活動に伴って生じたプラスチック容器は、産業廃棄物に該当しますが、従業員が食べた市販弁当のプラスチック容器等に限り、市のごみ処理施設で処理することができます。</p>
<p>金属くず</p>	<p>飲食用の缶 鍋 ハサミや刃物類 スプレー缶 バインダーの金具 金属製机、棚</p> 	<p>※事業活動に伴って生じた金属くずは、産業廃棄物の金属くずに該当します。</p>
<p>ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず</p>	<p>ガラスのコップ 陶器の茶碗 蛍光灯</p> 	<p>※事業活動に伴って生じたガラスくず等は、産業廃棄物のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに該当します。</p>
<p>電池 バッテリー</p>	<p>乾電池 ボタン電池 バッテリー</p> 	<p>※事業活動に伴って生じた電池・バッテリー等は、産業廃棄物に該当します。</p>
<p>家電製品</p>	<p>家電リサイクル対象物 テレビ、冷蔵(冷凍)庫、エアコン 洗濯機及び衣類乾燥機</p> 	<p>・家電小売店に引き渡すか、指定引取場所に自己搬入し、処理してください。</p>
<p>パソコン</p>	<p>パソコン ディスプレイ</p> 	<p>・パソコン製造業者等に処理方法をお問い合わせください。</p>

6. 廃棄物の適正な処理について

事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別し、それぞれの方法で適正に処理する必要があります。

廃棄処理またはリサイクルを委託する

○廃棄処理するもの

○事業系一般廃棄物の場合

1. 浜松市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者と、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の種類、量、収集日時、場所、搬入先、料金などの委託内容を相談してください。

※一般廃棄物収集運搬許可業者については、別紙一覧表や浜松市公式ホームページをご覧ください。

2. 委託内容について合意できたら、一般廃棄物収集運搬許可業者と一般廃棄物の収集運搬契約を締結しましょう。

○産業廃棄物の場合

浜松市では原則として産業廃棄物を処理できません。

産業廃棄物の処理は、排出事業者自らが行うか、産業廃棄物を処理できる許可業者に、その処理を委託しなければなりません。

○もっぱら再生廃棄物の場合

もっぱら再生廃棄物（空びん類、鉄くず、古紙、古布の4種類に限る。）は、資源回収業者に処理を委託することができます。

○一般廃棄物再生利用指定業者が処理できる廃棄物の場合

剪定、草刈などの草木類、木製棚や箱などの木質系ごみ、ガラスくずは、浜松市から指定を受けた一般廃棄物再生利用指定業者が処理し、再生利用することができます。

これらの種類の廃棄物の処理にあたっては、一般廃棄物再生利用指定業者と廃棄物の種類、量などの委託内容を相談し、処理契約を締結しましょう。

※一般廃棄物再生利用指定業者については、別紙一覧表や浜松市公式ホームページをご覧ください。

浜松市公式ホームページ →  暮らす（ごみ・リサイクル） → 一般廃棄物収集運搬許可業者…一般廃棄物再生利用指定業者一覧表

●資源物のリサイクル

資源物



古紙類



段ボール



古布（古着）



缶



ビールびん、一升びん



剪定した枝など

再生品



新しい新聞紙、雑誌



段ボール箱



衣服類、ぞうきん



新しい缶、ビールや橋などの材料



新しいびん



製紙、燃料チップ 堆肥原料など

7. 廃棄物の減量について



3Rでゴミを減らそう

リデュース
まず、ゴミを
減らしましょう

Reduce

ゴミを減らす一番大切な方法は、ゴミを出さないこと。ゴミとして捨てるものを徹底的に減らし、ゴミの減量を心がけましょう。計画的に購入し、必要以上にゴミを増やすことはやめましょう。

リユース
くりかえし
使いましょう

Reuse

いらなくなったものをごみとして捨ててしまう前に、何かに使えないかを考えてみませんか？自分ではもういらないと思っても必要としている人がいることがあります。

リサイクル
再び資源として
利用しましょう

Recycle

事業所から出るごみの中に資源物は混ざっていませんか？集められた資源物は、ものを作るための原料として利用され、生まれ変わって私たちの手元に戻ってきます。

紙ごみの減量方法

○紙ごみの減量ポイント

- ・ 不要紙の裏面の再使用をしましょう。
- ・ 封筒を社内用封筒に再使用しましょう。
- ・ 使い捨ての紙コップの使用をやめ、マイカップ等を利用しましょう。
- ・ 両面コピーの推進をしましょう。
- ・ 電子データを利用し、ペーパーレス化を推進しましょう。

○紙ごみの分別方法

- ・ ごみは、一人ひとりの手元で、素材別に分別しましょう。
- ・ コピー紙、新聞紙、雑誌、その他紙（包装紙、紙箱等）、段ボール等の古紙の分別を徹底しましょう。
- ・ シュレッダーにかけた機密書類でも、機密性を保持しつつ、リサイクルすることができます。排出の条件等の詳細は古紙回収取扱業者に御相談ください。
- ・ 機密文書も機密を保持したままリサイクルすることができます。詳しくは、資源回収業者に問い合わせてください。



生ごみの減量方法

○生ごみの減量ポイント

- ・ 生ごみ等は、水切りをしましょう。
- ・ 生ごみ処理機やコンポスト等を利用しましょう。
- ・ 食材（食料品・生鮮品等）の適正な管理を行い、廃棄処分される食材を減らしましょう。

8. 廃棄物のリサイクルについて

清掃工場での搬入物検査等において、リサイクル可能な廃棄物の混入が見受けられます。廃棄物を正しく分別し、リサイクルしましょう。

◎古紙

・下記のリサイクル可能な古紙類は、原則として市の清掃工場に搬入できません。正しく分別してリサイクルしましょう。

○リサイクル可能な古紙類

品 目	<ul style="list-style-type: none"> ● OA用紙(コピー用紙など) ● 新聞、チラシ ● 雑誌(本、カタログなど) ● 段ボール ● 雑がみ(封筒、はがき、ノート、パンフレット、紙袋、紙箱、カレンダー、包装紙、トイレトペーパーの芯など) ● 機密書類、シュレッダー紙
--------	--



○リサイクル不可能な古紙類

品 目	<ul style="list-style-type: none"> ● 裏カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の伝票など) ● 感熱紙(ファックス用紙、レシートなど) ● 防水加工された紙(紙コップ、紙皿など) ● 印画紙の写真(写真プリント用紙、感光紙など) ● においのついた紙(洗剤・石けん・線香の包装紙など) ● 水にぬれた紙、油のついた紙(使用済みティッシュなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 圧着はがき ● 粘着物のついた封筒 ● 合成紙(防水加工ポスター、地図など) ● 金・銀などの金属の箔押し紙
--------	---	---

○発送・配布文書について

下記の例のとおり受け取り手への啓発やリサイクルしやすい取り組みをお願いします。

- ・ 広告宣伝用のチラシやパンフレット、封筒に、廃棄処分する際は「雑がみ」になる旨のコメントを入れましょう。
- ・ 郵便やダイレクトメールを送付する際に、封筒の宛先用の窓はビニールではなく紙製のものを使いましょう。

◎生ごみ

- ・ 生ごみ処理機やコンポスト等を利用して、生ごみの減量やリサイクルをしましょう。
- ・ 魚アラは分別してリサイクルしましょう。魚アラのリサイクル業者では魚アラを飼料等にリサイクルしています。

◎草木類、木質系ごみ

- ・ 剪定・草刈などの草木類、木製の棚や箱などの木質系ごみはもえるごみとして廃棄せずに、正しく分別してリサイクルしましょう。草木類や木質系ごみの一般廃棄物再生利用指定業者ではそれらをチップ化して、堆肥原料や製紙用・燃料用チップにリサイクルしています。

【お問い合わせ先】

浜松市 環境部 一般廃棄物対策課

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎2階

TEL 053-453-6229 / FAX 050-3737-2282

E-mail: ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp